

観音寺市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、観音寺市長から定期監査（後期）の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月27日

観音寺市監査委員 原 幸 弘

観音寺市監査委員 豊 浦 孝 幸

1 措置を講じた部局等

観音寺市長

2 監査実施期間

令和8年1月19日から同年2月20日まで

3 監査結果報告書の提出日

令和8年3月9日

4 措置通知年月日

令和8年3月18日付（観音寺市長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

共通事項	
○ 出張に係る復命書を作成していないものや、年次有給休暇の取得日数が極めて少ないもの等が見受けられた。観音寺市職員服務規程に基づき管理されたい。	○ 出張に係る復命書の未作成について作成するよう指導した。年休の計画的取得を促進し、職員の健康管理に努める。
○ 備品台帳について、物品の抹消漏れや一万円未満の物品登録などがあった。観音寺市物品管理規則に基づき登録するよう改めて照合・整理されたい。 また、規格や設置場所等が未記入のものについては、適正に管理できるよう物品を確認されたい。	○ 備品台帳について、備品台帳と配置が一致するかを確認し、抹消漏れや一万円未満の物品登録は抹消するなど整理し、備品の適正管理に努める。
○ 駐車場プリペイドカードについて、未使用のカードに対応する使用簿が作成されていない課が見受けられた。金券は重要な財産であり、かつ換金性があることから紛失等を防止するための管理を徹底されたい。	○ 紛失等を防止するためにも、未使用駐車場プリペイドカードを含めた使用簿をカード毎に作成し、適正管理の徹底を図る。
税務課	
○ 経済性、効率性の観点から複数の自治体と合同で実施する「中西讃地区共同空中写真撮影作成業務」は、関係自治体が輪番で入札契約業務を実施しているが、他自治体への契約事務委託にあたっては根拠法令、委託内容、成果物に関する権利等が明確になるよう再度検討・精査し、関係自治体と協議のうえ適切に対応されたい。	○ 3年に1度自治体間契約により輪番で入札契約業務を委託しているが、次回の契約にあたっては、主体となる市及び関係自治体に問題提起を行い、地方自治法第252条の14に定める事務の委託の規定に適合するよう関係自治体との協議により規約を定める等より適切な事務処理の執行に努める。